



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1395	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)..... 1
1396	救急病院の認定	(医務課)..... 1
1397	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 1
1398	肥料の登録の登録事項の変更	(果樹園芸課)..... 2
1399	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課)..... 3
1400	保安林の指定の解除予定	( " )..... 3
1401	保安林の指定施業要件変更予定	( " )..... 3
1402	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " )..... 4
1403	保安林の指定施業要件の変更	( " )..... 4
1404	公共測量の実施	(技術調査課)..... 4
1405	土地収用法に基づく事業の認定	(用地対策課)..... 5
1406	道路の区域変更	(道路保全課)..... 7
1407	道路の供用開始	( " )..... 8
1408	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)..... 8

## 告 示

### 和歌山県告示第1395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250191	ケアサポートセンターほほえみ	田辺市下万呂481	居宅介護 重度訪問介護	有限会社ループ	田辺市下万呂481	令和2.11.1

### 和歌山県告示第1396号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 須佐病院
- 2 所在地 和歌山市吹屋町四丁目30
- 3 有効期限 令和5年11月9日

### 和歌山県告示第1397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 海南市藤白複合店舗  
 和歌山県海南市藤白字有田屋濱181番4外5筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健  
 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者（法人にあっては代表者）の氏名  
 （変更前）株式会社ツルハ  
 代表取締役 鶴羽順  
 （変更後）株式会社ツルハ  
 代表取締役 八幡政浩
- 4 変更年月日  
 令和2年8月11日
- 5 変更した理由  
 小売業者の代表者が交代したため
- 6 届出年月日  
 令和2年10月7日
- 7 届出の縦覧場所  
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
 和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）  
 海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
 縦覧期間 令和2年11月13日から令和3年3月15日まで  
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1398号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、肥料の登録の登録事項を変更した旨次のとおり届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	業者の名称	変更があった事項		変更年月日
				変更前	変更後	

和歌山県 第772号	混合有機質肥料	混合有機質肥料32 1号	清和肥料工業株式 会社	代表者変更		令和 2.8.27
				村山孝男	三宅誠二	
和歌山県 第773号	混合有機質肥料	混合有機質肥料33 1号	清和肥料工業株式 会社	代表者変更		令和 2.8.27
				村山孝男	三宅誠二	
和歌山県 第779号	副産植物質肥料	副産植物質肥料43 2号	清和肥料工業株式 会社	代表者変更		令和 2.8.27
				村山孝男	三宅誠二	
和歌山県 第785号	混合有機質肥料	混合有機質肥料3. 5-3-1号	清和肥料工業株式 会社	代表者変更		令和 2.8.27
				村山孝男	三宅誠二	

**和歌山県告示第1399号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 紀の川市中津川字深阪原728の7
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第1400号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 紀の川市中津川字深阪原728の7
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第1401号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1402号

令和2年和歌山県告示第1306号（以下「告示第1306号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

田中益世

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1306号のとおり

#### 和歌山県告示第1403号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間 令和2年10月27日から令和3年2月26日まで

3 作業地域 田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び北山村

## 和歌山県告示第1405号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 日高川町
- 2 事業の種類 町道高津尾新田線改築工事（和歌山県日高郡日高川町大字高津尾字堂ノ前地内から同町大字高津尾字蕨平地内まで）

## 3 起業地

- (1) 収用の部分 和歌山県日高郡日高川町大字高津尾字堂ノ前及び字蕨平地内
- (2) 使用の部分 和歌山県日高郡日高川町大字高津尾字堂ノ前、字芝崎及び字蕨平地内

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、和歌山県日高郡日高川町大字高津尾字堂ノ前地内から同町大字高津尾字蕨平地内までの延長187mの区間（以下「本件区間」という。）における「町道高津尾新田線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

町道高津尾新田線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により日高川町長が町道に認定した路線であり、同法第16条の規定により日高川町が道路管理者となることなどから、起業者である日高川町は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県日高郡日高川町大字高津尾字堂ノ前地内の県道御坊美山線との接続点を起点とし、南進して新田橋により二級河川日高川を渡河して、同町大字高津尾字蕨平地内の町道大又岡本線との接続点を終点とする延長187.7mの路線である。

本路線が位置する日高川町の中津地域は山間部であり、二級河川日高川が流れ、その流域に沿って集落が点在している。中津地域においては、急峻な山間地に沿うようにして町民の生活圏がある中、道路交通が唯一の交通手段となっており、本路線は、起点付近が日高川町役場中津支所や複数の店舗が立地する中津地域の中心地であるため、この地域内の各集落から中津地域の中心地に連絡する重要な路線となっている。また、二級河川日高川の下流側には日高川町の中心部及び御坊市が位置していることから、中津地域から同町中心部及び御坊市方面への往来には県道御坊美山線が主要幹線道路となっており、本路線は中津地域における同県道への主要な連絡路線としての役割も担っている。したがって、本路線はこの地域内における移動に加え、物流、通学、通勤等のために他の地域への移動にも欠くことができない重要な路線となっている。

さらに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき日高川町防災会議が策定した日高川町地域防災計画において避難施設に指定されている日高川町役場中津支所等と、二級河川日高川の左岸に位置する災害時におけるヘリコプター発着予定地とを連絡する道路であることから、本路線は災害発生時にも重要な役割を果たす路線である。

しかしながら、本路線は、日高川町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける道路標

識の寸法を定める条例（平成25年日高川町条例第9号。以下「町構造条例」という。）が規定する2車線道路の最小車道幅員5.5mを全延長において満たしていない狭小な道路であるにもかかわらず、大型車の通行も多いことから、自動車の円滑な交通に著しい支障を来すとともに、交通事故が発生している状況である。

また、本路線の新田橋は昭和47年に建設された橋梁であり、当時の設計基準で建設されて以来、現行の設計基準を満たす耐震補強が実施されておらず、大規模地震が発生した場合においては、甚大な被害を受ける可能性があるため、早期に耐震補強を行う必要がある。

本事業の完成により、町構造条例において定められた車道幅員が確保された2車線の道路が整備されることから、安全かつ自動車の円滑な交通が確保され、交通事故発生への軽減に寄与し、さらに、建設後約50年を経過した橋梁の耐震化により、住民の生命を守る重要な地域道路としての機能強化を図ることができるものと認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

本事業が生活環境等に与える影響については、本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行ったところ、環境基準等を満たすと評価されている。さらに、工事実施に当たっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の建設機械を使用し、周辺的生活環境に配慮して施工することとしている。

また、起業者の行った調査によると、本事業の区域内及びその周辺には、動物については、和歌山県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているスナヤツメ南方種、ナガレホトケドジョウ、サツキマス（アマゴ）及びカマキリ（アユカケ）、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカワネズミ、キバシリ、カスミサンショウウオ、カジカ小卵型及びイドミミズハゼ、準絶滅危惧として掲載されているコキクガシラコウモリ、サシバ、オオアカゲラ、コシアカツバメ、アカハライモリ、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル、カジカガエル、コガタブチサンショウウオ、ミヤマアカネ及びタイリクアカネ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブチサンショウウオ、ナガレホトケドジョウ及びカジカ小卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、カスミサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ、スナヤツメ南方種及びカマキリ（アユカケ）、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ、トノサマガエル、サツキマス（アマゴ）、イドミミズハゼ、シマヒレヨシノボリ、タベサナエ、シロバリギセル及びキイツムガタギセルが確認されている。

植物については、和歌山県レッドデータブックに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキクシノブ及びコウヤシロカネソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナンゴクウラシマソウ、準絶滅危惧として掲載されているツゲモチが、また環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているコウヤシロカネソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキクシノブが確認されている。

これら生息の可能性のある重要な種の個々の分類群について、起業者による専門家への意見聴取を行った結果、カマキリ、カジカ小卵型、コキクガシラコウモリ、コシアカツバメ、コガタブチサンショウウオ及びミヤマアカネは確認されているが、本事業による改変面積はわずかであること、周辺にこれらの種の生息環境が広く存在することから工事による影響はないとの回答を得ており、本事業が生活環境等に及ぼす影響は極めて小さいと考えられる。

なお、工事施行中に貴重な種が存在することが判明した場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

このほか、本事業の区域内には文化財保護法（昭和25年法律第214号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、今後、現地において埋蔵文化財等が確認された場合は、日高川町教

育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、現道における車道幅員の狭小を解消し、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、町構造条例による第3種第4級の規格に基づき、2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、町構造条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案の現道拡幅案のほか、下流側バイパスルート案及び上流側バイパスルート案の3案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は橋梁延長が最も長くなるものの、全体延長が最も短く、橋梁の新設が不要で施工性に優れること、用地取得面積が最も少なく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、現道の幅員は、全延長において町構造条例に定める車道幅員を満たさない狭小な道路であり、また、新田橋は大規模地震が発生した場合は甚大な被害を受ける可能性があることから、できるだけ早期に安全かつ自動車の円滑な交通を確保する必要があると認められる。

さらに、本路線が存する本郷区長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日高川町役場建設課

#### 和歌山県告示第1406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町石船字上平493 番地先から同市中辺路町石船字 上平486番1地先まで	旧	6.30 } 17.60	167.70	
同上	新	9.40 } 31.90	167.70	

## 和歌山県告示第1407号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦本宮線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字中ノ川字細田697番1地先から同町大字中ノ川字楠橋808番4地先まで

供用開始の期日 令和2年11月13日

## 和歌山県告示第1408号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年11月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

河口地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	西牟婁郡	白浜町	富田	船附	1356番	
2号	〃	〃	〃	大高瀬	1705番	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	船附	1356番	
6号	〃	〃	〃	〃	〃	